

至誠館大学におけるGPA制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、至誠館大学（以下「大学」という。）において、学修の状況及び成果の客観的評価を示す指標であるグレード・ポイント・アベレージの制度に関し、必要な事項を定め、学生の能動的かつ計画的な学修を促すとともに、教員等による的確かつ組織的な学修指導を推進し、教育の質の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) グレード・ポイント（以下「GP」という） 履修登録科目の成績に基づき算出される0から4までの数値をいう。
- (2) グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という） 履修登録科目のGPと単位数の積の総和を履修登録科目の単位数の総和で除した数値をいう。
- (3) 学期GPA 各学期におけるGPAをいう。
- (4) 年度GPA 各年度におけるGPAをいう。
- (5) 累計GPA 在籍期間におけるGPAをいう。

(GPAの種類と算出方法)

第3条 学期GPA、年度GPA、累計GPAの計算式は、次の各号に掲げるとおりとし、算出された数値に小数点以下3位がある場合は、小数以下3位の値を四捨五入するものとする。

(1) 学期GPA算出の計算式

学期GPA = (当該学期の履修登録科目の単位数 × 当該科目のGP) の総和 / 当該学期における総履修登録単位数

(2) 学年GPA算出の計算式

学年GPA = (当該学年の履修登録科目の単位数 × 当該科目のGP) の総和 / 当該学年における総履修登録単位数

(3) 累計GPA算出の計算式

累計GPA = (在学全期間の履修登録科目の単位数 × 当該科目のGP) の総和 / 在学全期間における総履修登録単位数

(対象となる学生)

第4条 GPA制度を適用する対象学生は、大学の学士課程に在籍する全ての学生とする。

(対象となる講義科目)

第5条 大学が開講する科目のうち、第2項で指定する科目を除くものをGPAの対象科目とする。

2 3年次編入により入学した者の既修得単位として認定を受けた科目、卒業要件に含まれない科目

3 前項にかかわらず、学長が指定する講義科目はGPA算出の対象外とする。

(評価)

第6条 大学学則に定める成績の評価に与えられるG Pは次表のとおりとする。

評価	G P	100点満点での目安
秀	4	90点以上
優	3	80点以上 90点未満
良	2	70点以上 80点未満
可	1	60点以上 70点未満
不可・未履修	0	60点未満・評価資格外

(G P A算出期日の取り扱い)

第7条 G P Aの算出は学期ごとに指定された成績登録締切日までに確定した成績に基づいて行う。

(再履修科目の取り扱い)

第8条 不可、未履修となった科目を再履修し単位取得した場合、当該科目の不可、未履修の際の単位については、総履修登録単位数から減算する。

(成績通知)

第9条 成績通知においては、G P Aを記載しないものとする。ただし留学等の目的でG P Aの記載を求められたときは累計G P A及びG P A算出方法を併せて記載するものとする。

(G P Aの活用)

第10条 学部・学科、各専攻は、G P Aを教育内容等の改善のための組織的な研修、履修指導、学修支援、学生生活支援等に活用するものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、G P A制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定 平成31年 4月 1日 (制定)